

フランス・グループ訴訟の実例 —日本での運用の参考のために—

町 村 泰 貴*

目次

1. はじめに
2. グループ訴訟のあらましと実例
 - (1) グループ訴訟の概要
 - (2) 提訴例
 - (3) 提訴に至らなかった事例
3. フランスのグループ訴訟の特徴
 - (1) 被害額の少額性と対象消費者の多数性
 - (2) 提訴団体の規模
 - (3) 手続上の差異
4. 終わりに—日本法・実務への示唆
 - (1) 訴訟コストと提訴団体の経済的基盤の必要
 - (2) 和解的解決の重要性
 - (3) 立法課題

1. はじめに

日本では、消費者被害の集団的な回復のため、2013年12月に「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」（以下、消費者裁判手続特例法という）が制定され、2016年10月から施行された。これに対してフランスでも、ほぼ同時期に消費者被害の集団的な回復を目的とする立法作業が進められ、議会の可決と憲法院の審査を

* 北海道大学大学院法学研究科教授

経て、「消費に関する 2014 年 3 月 17 日法律 2014 - 344 号」として公布された。この法律は提案者である消費者担当大臣の名前をとってアモン法 *Loi Hamon* と呼ばれている。その第 1 条が、消費法典第 4 卷第 2 編に、「グループ訴権」¹⁾と題する第 3 章(L.423-1 条から L.423-26 条まで)を挿入した。

この規定は、2014 年 3 月 17 日に公布された後、同年 10 月 1 日より施行された。そして 2016 年には、「消費法典法律部に関する 2016 年 3 月 14 日オルドナンス 2016-301 号」により、第 6 卷「紛争の解決」第 2 編「消費者保護団体の訴権」に、第 3 章「グループ訴権」としてまとめられ、条文番号も L.623-1 条から L.623-32 条までとなった。これに伴い、下位法令である規則も「消費法典規則部に関する 2016 年 6 月 29 日デクレ 2016-884 号」付録により、R.623-1 条から R.623-33 条までとなっている。

以上のような 2016 年の改正は、内容的にも修正があるが、基本的には条文の場所の移動である。消費法典全体の構造の移動については、別表 1 に示した。グループ訴権の規定についても若干の規定の改正があるが、その内容が大きく変わったというわけではない。本稿では、消費法典からの条文の引用について法典名を省略し、2016 年改正前の規定と改正後の規定とを併記することとする。

1) 原語は *action de groupe* である。以下では、文脈に応じてグループ訴権またはグループ訴訟と訳す。

表 1 フランス消費法典新旧対照表

Ordonnance n° 2016-301 du 14 mars 2016 relative à la partie législative du code de la consommation による再編・改正

新法	旧法
Livre I ^{er} : INFORMATION DES CONSOMMATEURS ET PRATIQUES COMMERCIALES 消費者の情報と〔不当な〕取引実務	Livre I ^{er} : Information des consommateurs et formation des contrats 消費者の情報と契約の形成 Titre Ier : Information des consommateurs 消費者の情報 Titre II : Pratiques commerciales 〔不当な〕取引実務
Livre II : FORMATION ET EXECUTION DES CONTRATS 契約の形成と執行	Livre I ^{er} Titre III : Conditions générales des contrats 契約の一般的要件 Titre IV : Pouvoirs des agents et actions juridictionnelles 行政機関の権限及び法的措置
Livre III : CRÉDIT 〔消費者〕信用	Livre III : Endettement 負債 Titre I ^{er} : Crédit 〔消費者〕信用 Titre II : Activité d'intermédiaire 仲介業 Titre IV : Cautionnement 保証
Livre IV : CONFORMITÉ ET SÉCURITÉ DES PRODUITS ET SERVICES 商品及び役務の適合性と安全性	Livre II : Conformité et sécurité des produits et des services 商品及び役務の適合性と安全性
Livre V : POUVOIRS D'ENQUÊTE ET SUITES DONNÉES AUX CONTRÔLES 調査権限及び監督に与えられる結果	Livre I ^{er} Titre IV : Pouvoirs des agents et actions juridictionnelles 行政機関の権限及び法的措置
Livre VI : RÈGLEMENT DES LITIGES 紛争解決 Titre I ^{er} : MÉDIATION メディエーション Titre II : ACTIONS EN JUSTICE DES ASSOCIATIONS DE DÉFENSE DES CONSOMMATEURS 消費者〔利益〕の防御のための団体の訴権	Livre I ^{er} : Titre V : Médiation des litiges de la consommation 消費紛争のメディエーション Livre IV : Les associations de consommateurs 消費者団体 Titre II : Actions en justice des associations 団体の訴権
Livre VII : TRAITEMENT DES SITUATIONS DE SURENDETTEMENT 過重債務状態の処理	Livre III : Endettement 負債 Titre III : Traitement des situations de surendettement 過重債務状態の処理
Livre VIII : ASSOCIATIONS AGRÉÉES DE DÉFENSE DES CONSOMMATEURS ET INSTITUTIONS DE LA CONSOMMATION 消費者保護の認定団体および消費組織	Livre IV : Les associations de consommateurs 消費者団体 Titre Ier : Agrément des associations 団体の認証 Livre V : Les institutions 組織

そして既に、2014年10月の施行直後から本稿執筆時までの間に、消費者団体が提起した8件のグループ訴訟が報じられており、そのうち1件は和解により終結し、1件は第1段階の責任追及訴訟について請求棄却判決が下されている。

本稿は、このように先行しているフランスの集団的消費者被害回復訴訟制度の実例を紹介し、日本における消費者裁判手続特例法の解釈適用に関する示唆を得ようとするものである。

2. グループ訴訟のあらましと実例

(1) グループ訴訟の概要

フランスのグループ訴権のあらましについては、既にいくつかの先行業績²⁾により詳細が明らかにされているので、ここではそれらに依拠しつつ、概要を述べるにとどめる。

フランスのグループ訴訟は、日本の消費者裁判手続特例法と同様に二段階訴訟型を採用していると評されることが多い³⁾。確かに、この訴訟手続の前半は、被害回復を求める個別の消費者からの授権を受けることなく、消費者団体が事業者に対して、多数の消費者に対する財産的被害の回復をすべき責任があることの確認を求めて訴えを提起し、その旨の判決（責任判決 *jugement sur la responsabilité*）が確定することによって一旦終結する。後半は、この判決の実現のために、関係する消費者へ通知し、個別の被害

2) 条文の翻訳とともに制度の概要を紹介するものとして、山本和彦「フランスにおける消費者グループ訴訟」一橋法学13巻3号123頁以下（2014）。同『解説消費者裁判手続特例法【第二版】』（弘文堂・2016）61頁以下は、フランスの消費者団体による他の訴権とともに、グループ訴権の立法沿革にも触れていて参考になる。都筑満雄「集団的消費者被害の回復と不法行為法—近時におけるフランス法の展開を参考に」名古屋大学法政論集254号795頁以下（2014）および京都弁護士会『ギリシャ・フランスにおける集団的消費者被害回復訴訟制度の運用状況に関する調査報告書』（2014）は、フランス・アモン法制定以前の段階における状況を伝えている。またフランスにおける（消費者）団体訴訟一般については、杉原文史「フランスにおける集団的利益擁護のための団体訴訟」早稲田法学72巻2号93頁以下（1997）、荻村慎一郎「フランスにおける団体訴訟」本郷法政紀要10号37頁（2001）、同「フランスにおける団体訴訟と訴訟要件」法協121巻6号781頁（2004）なども参照。

3) 例えば、山本・前掲書（注2）72頁。

回復が行われる。事業者と消費者との間に争いがある場合には、消費者団体が個別の消費者を代表し、紛争解決に当たる。

しかし、後半の第二段階手続は、日本法のように、簡易確定手続が用意されているわけではなく、消費者団体が個別の消費者に通知するなどアプローチをする責任を負うわけでもない。責任を認められた事業者が、責任判決により払戻し等を行うことを消費者に周知し（旧 L.423-4 条 = 新 L.623-7 条）、場合により自ら個別の消費者に支払いを行う責任を有する（旧 L.423-11 条 = L.623-18 条）。この第二段階で行われるべき公告の措置、支払いを受ける消費者の定義、そして消費者が届出をするべき期間に関しては、第一段階の責任判決の中で定められる⁴⁾。

また、被害回復を受ける消費者が特定できて、その損害額が同額の場合には、簡易グループ訴訟手続として、被告事業者に直接賠償の支払いを命じる制度が用意されている（旧 L.423-10 条 = 新 L.623-14 条以下）。このほか、調停 *médiation* による和解成立のための規定も用意されている（旧 L.423-15 条 = L.623-22 条以下）。

このような集団的被害回復制度の対象は、物の売買またはサービスの提供に関して消費者が被った物的被害に基づく財産損害の賠償と、不正競争行為に基づく同様の損害の賠償との二種類と規定されている（旧 L.423-1 条 = 新 L.623-1 条）。なお、このグループ訴権は、その後の立法により消費者法以外の分野にも拡張されている。

グループ訴権の原告となりうるのは、全国レベルで活動し、消費法典旧 L.411-1 条 = 新 L.811-1 条に基づき認証を受けた消費者団体である。この認証消費者団体 *association agréée des consommateurs* は、既に他の団体訴権を有して活動しているものだが、我が国の特定適格消費者団体として特定認定を受ける可能性のある適格消費者団体とは、その規模、活動範囲、そして歴史的経緯が全く異なるものである。この点の違いは、グループ訴訟と我が国の消費者裁判手続特例法上の訴訟とで、それらの対象となる事件の違いに結びつくものといえる。この点は後述する。

4) グループに帰属する消費者の定義や損害額または評価方法について旧 L.423-3 条 = 新 L.623-5 条、周知のための措置につき旧 L.423-4 条 = L.623-7 条、消費者がグループに加入するための期間、消費者が直接事業者に対して申し出るか、消費者団体を介して申し出るかなどの債権届出方法につき旧 L.423-5 条 = 新 L.623-8 条。

(2) グループ訴訟の実例

2014年10月1日に施行されて以来、本稿執筆時までには、以下で紹介する8件のグループ訴訟が提起され、そのうち1件が既に和解により終結し、また1件が第一審請求棄却判決が下されて控訴審に係属中である。その他の6件は、第1段階第一審に係属中である。

【1】UFCク・ショワジール対フォンシア

UFCク・ショワジールがアモン法施行直後に提起したのは、大手不動産仲介業者であるフォンシア Foncia に対する訴えである。フォンシアは、賃借人に対して賃料支払期日の通知サービスを行い、その手数料を請求していたが、UFCク・ショワジールは、これを違法であるとして、フォンシアが受領した金員の返還責任があることの確認を求めた。

賃料支払期日通知サービスを有償で行うことは、既にパリ控訴院判決により違法であると認められていた。これに基づきフォンシアは、賃借人に課金することをやめたが、これまで受領した金員の返還には応じてこなかった。そこで、UFCク・ショワジールが訴え提起に及んだのである。

この請求が対象とする消費者被害は、賃借人一人あたり月2.3ユーロ(276円⁵⁾) または年27.6ユーロ(3,312円)であり、2009年から2014年まで6年分の請求としても一人あたり165.6ユーロ(19,872円)であるが、対象となる賃借人は31万8千人と見積もられており、支払総額は4400万ユーロ(53億円)に上る可能性がある。

この訴訟は、アモン法施行直後に提起されたが、裁判所が調停による解決にこだわったため、審理に中々入らず、2016年9月現在、なお一審係属中である。

原告UFCク・ショワジールは、2009年から2014年の間のフォンシアの賃借人に対して、領収書と、不適切な「支払期日通知サービス」の支払いをしたことを証明するあらゆる文書、そしてその補償に不可欠な証明書を大切に保存するよう呼びかけている⁶⁾。

5) 1ユーロを120円として換算している。以下同じ。

6) 以上はUFCク・ショワジールのウェブサイトに掲載されたプレスリリースおよび原告団体代表者Alain Bazotのインタビュー記事<<http://www.village-justice.com/articles/Bilan-Action-groupe,20538.html>>に基いている。

【2】 SLC-CSF 対パリ・アビタ OPH

これは、住宅に関する消費者団体である原告団体 SLC-CSF が、パリの低所得者用住宅の賃貸を手掛けるパリ・アビタ OPH に対して、エレベータ遠隔監視システムの設置維持費用を賃借人に請求しているのは不当であるとして、これにより支払われた金員の返還責任があるとの確認を請求したものである。

この請求が対象とする消費者被害は、賃借人一人あたり 2 年分で 20 ユーロ（2400 円）であり、対象となる消費者数は約 10 万人とされているので、総額 200 万ユーロ（2 億 4000 万円）の返還を求めたことになる。

この訴訟は、総額 200 万ユーロを返還する旨の合意に至り、和解により終了した⁷⁾。

【3】 CLCV 対アクサ

保険会社の AXA が売りだした CLER という生命保険は、年利回り 4.5% という最低保証利率をうたっていた。ところが、この利回りは運用で達成できなかったようで、支払いは反故にされた。そこで、原告団体 CLCV は、約束された利回りに相当する金員支払責任がある旨の確認を求めて、ナンテール大審裁判所に訴えを提起した。

この訴訟で求められている被害回復の額は、一人あたり、1,500 ユーロから 4,000 ユーロ（18 万円から 48 万円）である。また、対象となる消費者は CLER 保険に加入した約 10 万人であり、総額は 180 億円から 480 億円に上る。

この保険に関しては、既に 2013 年に、パリ大審裁判所における個別訴訟でアクサが有責判決を受けているが、その他の契約者に対して任意に支払いをすることは拒んでいる。

この訴訟も一審係属中だが、原告団体は、既に提訴直後から、インターネットを通じて対象消費者に契約書等の保管と、その原告団体への送付を呼びかけている⁸⁾。

7) 以上は原告団体 SLC-CSF Paris のウェブサイトに掲載されたプレスリリースに基いている。

8) 以上はインターネットメディア記事 Assurance-vie : Axa visé par une class action (le 28 octobre 2014) による。

【4】CNL 対 3F

低所得者用住宅を供給する 3F は、賃料納付遅延に対して 2% の違約金を課するという条項を定め、これにより一人あたり数 10 ユーロ（数千円）から数 100 ユーロ（数万円）の違約金が支払われた。これに対して住宅問題を中心に手掛ける CNL は、違約金 2% という条項が違法であるとして、その返還責任の確認を求めて訴えを提起した。対象となりうる賃借人数は 48 万人、19 万戸に上る。

ただし、損害額の総額は、違約金を支払った賃借人と遅延の数および賃料額に依存するので、算定が不可能である⁹⁾。

この訴訟は、既に第一審で、違約金条項とその請求の仕方には違法性がないとの理由で CNL の請求を棄却するとの判決が下され、控訴審に係属中である¹⁰⁾。

【5】ファミリー・ルーラル対 SFR

大手の携帯通信会社である被告は 4G 通信の契約を消費者に提供したが、その際 4G 通信料が可能なエリアを明示しなかったため、契約者の中には 3G 通信しか出来なかったケースが生じた。そこで、ファミリー・ルーラル（農業家族）が原告となって、SFR には、4G 通信ができないのに 4G 通信契約を締結した消費者に対して 3G 通信契約と 4G 通信契約との差額の返還責任（月約 3 ユーロ、360 円）および 4G 通信に必要な機器購入費用の返還責任があることを確認を求める訴えを提起した。

この事件では、被害を受けた消費者の数は明らかでない¹¹⁾。

【6】ファミリー・ルーラル対 Manoir de Ker an Poul

被告のキャンピング関連サービス会社は、キャンピングカー用の区画を保持するため、10 年ごとに新しい移動家屋を購入するとの条件を付けていたが、移動家屋の耐用年数はより長いため、消費者に不当な損失を生じ

9) 以上は原告団体のウェブサイトに掲載されたプレスリリースによる。

10) パリ大審裁判所 2016 年 1 月 27 日判決（RG15/00835）未公開。本稿作成にあたり、Adrien Schwyter 氏のサイト上にアップされた判決文を参考にした。<http://www.youscribe.com/catalogue/tous/actualite-et-debat-de-societe/actualite-evenements/jugement-du-tgi-de-paris-action-de-groupe-cnl-contre-immobiliere-3f-2751674>

11) 以上は原告団体のウェブサイトの記事による。<http://www.famillesrurales.org/Actus-1604/telecoms-familles-rurales-lance-la-premiere-action-de-groupe>

させているとして、ファミリー・ルーラルがこれによる損害の返還責任があるとの確認を求めた。損害額は不明であり、対象消費者は10家族前後と異例な事件である。

【7】CLCV 対 BMW

CLCVは、BMWの不当表示事案に関して、2015年12月に2件目のグループ訴権の提起を行っている¹²⁾。

これは、BMWバイクのショックアブソーバーに欠陥があるとしてリコールされたというものだが、その条件がアメリカの顧客に対する扱いよりも劣等であった。アメリカでは2,500ドルの補償金か、修理中の代替車の提供と1,000ドルの新車購入補償クーポンが提供されたが、ヨーロッパの顧客は、まずディーラーまで顧客が運ばなければならず、修理中の代替車も提供されず、補償金として1,000ドルの提供もされず、ただ500ドルのBMW専用商品クーポンを提供されただけだったという。

そこで、少なくとも8人の購入者の事例をもとに、500ドルを超えてアメリカの顧客に提供したのと同等の金銭支払義務があることの確認を求めて、CLCVがグループ訴訟を提起した。

この訴訟は一審に係属中である。

【8】UFCク・ショワジュール対BNP PARIBAS

UFCク・ショワジュールの2件目の提訴は、大手銀行BNP PARIBASを被告とするものである。被告はBNP GARANTIE JET 3という金融商品について誤解を招く勧誘方法を行なったため、UFCク・ショワジュールがこれによって被害を受けた消費者に対する被害回復責任を求める訴えを提起した。

この金融商品は、BNP PARIBASが2001年に、10年で元本が三倍になるとパンフレット等で明示して勧誘したもので、最大10%の登録等手数料が控除されることは明示されていなかった。しかも10年後の満期時には、2780万ユーロ（33億3600万円）の損失を出していた。パリ軽罪裁判

12) この件に関する以下の叙述は、2016年9月にCLCVの事務所を訪問して、法務担当のSandrine Perrois氏にインタビューした内容をもとにしている。なお、インターネット上の記事では、Les motards demandent des comptes à BMW <<http://www.clcv.org/nos-actions-en-justice/les-motards-demandent-des-comptes-a-bmw.html>>を参考にした。

所 2016 年 4 月 11 日の判決は銀行の責任を認め、罰金 18 万 7500 ユーロと私訴原告への損害賠償を命じた。この判決は控訴審で審理中である。

関係する被害消費者は 2000 人から 5000 人に上ると見られており、少なくとも元本の返済と、できれば当初の約束にある三倍の支払いが必要である。UFC Que choisir は、被害回復と、その時効の完成を食い止めるためにグループ訴訟を提起した。

BNP PARIBAS は 2013 年に一度損害の一部を賠償したことがあったが、今回の訴訟においては責任を否定して争っている。

(3) 提訴に至らなかった事例

この他に、提訴に至らなかった例も報じられている。

フランスの民営化された国鉄である SNCF は、列車の定時運行ができず、恒常的に遅延が生じていた。これに不満を持った乗客がフェイスブックなどを通じて集まり、特にノルマンディー方面の甚だしい遅れから損害を被ったとして、損害賠償の追及を求めて UFC クショワジュールに面会を申し入れた¹³⁾。

しかしながら UFC ク・ショワジュールは、グループ訴権による訴え提起を困難であると判断した。その理由は、利用者の主たる目的がそもそも損害賠償ではなく、遅延の状況改善にあり、具体的な損害として主張されているものは因果関係が疑問であること、あるいは慰謝料のような精神的損害によらざるをえないという点にあった¹⁴⁾。

このケースでは、回復可能な損害を限定したために、射程が狭くなってしまったというグループ訴権の問題点がが如実に現れたものということができる。

13) 以上はニュースサイト記事 "SNCF : des usagers lancent une action de groupe contre le RER A" <<http://www.europe1.fr/consommation/la-sncf-menacee-d-une-class-action-pour-sa-gestion-du-rer-2388781>> による。

14) Alain Bazot のインタビュー記事 (前掲) による。

3. フランスのグループ訴訟の特徴

(1) 被害額の少額性と対象消費者の多数性

前章で紹介した実例から指摘できる特徴として、第一に少額被害であること、および対象消費者の多数性が挙げられる。各事例ごとに判明している被害額と対象消費者の数を別表2にまとめた。

別表2 グループ訴権実例の損害額

	一人あたりの損害額	想定される対象消費者数	被害総額
【1】	19,872 円	31 万 8 千人	53 億円
【2】	2,400 円	約 10 万人	2 億 4000 万円
【3】	18 万円から 48 万円	約 10 万人	180 億円から 480 億円
【4】	数千円から数万円	48 万人、19 万戸	不明
【5】	月額 360 円および通信機器購入費用	不明	不明
【6】	不明	10 家族程度	不明
【7】	5 万円	不明	不明
【8】	不明	2000 人から 5000 人	不明

一人あたりの被害額は、1 万円未満のものから数万円程度のもが多く、【3】のみは 10 万円以上となっている。我が国の消費者裁判手続特例法でも、立法の目的は消費者の少額多数被害の回復にある¹⁵⁾が、法律上の要件として対象債権の額に上限は設けられていない。ただし、一人あたりの被害額が十分に大きい場合は個別訴訟が可能である上、拡大損害、人身損害、精神的損害が除外されているので、事実上、ある程度少額にならざるをえないことになる¹⁶⁾。もっとも、後に述べるように、特に第二段階で対象消費者一人ひとりに個別にかかるコストを考えると、現状ではフランスのような金額レベルの被害回復を対象債権とすることができるかどうかは疑問である。

15) 町村泰貴『消費者のための集団裁判』（LABO・2014）44 頁、山本・前掲書（注 2）1 頁。

16) 消費者庁取引制度課編『一問一答 消費者裁判手続特例法』（商事法務・2014）24 頁。

また、多数性についてフランスの実例では、不明の【5】と例外的な【6】を除き、対象となりうる消費者が10万人の規模となっている。日本法の下でも、多数性は訴訟要件として必要だとされている¹⁷⁾。そしてそこで想定されている多数とは、立法担当官の解説では数十人程度という見方が示されている¹⁸⁾。この日本における想定とフランスの実例との違いは際立っている。

(2) 提訴団体の規模

次に、グループ訴権を有する団体について、我が国とは大きく異なる特徴がある¹⁹⁾。

グループ訴権の原告適格を有する団体は、旧L.423-1条=新L.623-1条により、「全国的レベルで活動し、旧L.411-1条=新L.811-1条に基づき認証を受けた消費者保護団体」と規定されている。旧L.411-1条=新L.811-1条は、デクレに定められた条件の下で認証がなされる旨規定し、その認証のための条件は消費法典の規則部の旧R.411-1条=新R.811-1条以下に定められている。それによれば、認証申請時に1年以上存続していること、その期間中消費者利益の擁護のために効果的かつ公の活動を行い、1万人以上で地方の活動に十分な個人有償会員が存在することが必要とされ、これらを満たす団体に対しては消費担当大臣および司法大臣の共同で、5年を有効期間とする認証が与えられる。

本稿執筆時点で最新の報告書²⁰⁾によれば、以下の15団体が認証団体として活動している。

1) Association de défense, d'éducation et d'information du consommateur (adécic)

団体の目的は消費者の教育、情報提供および個別的ならびに集団的な消費者利益の擁護に寄与することであり、とりわけ若者を対象としている。また様々な組織における消費者運動のための研修も用意している。

17) 町村・前掲書(注15)63頁以下、同「共通義務確認の訴えの利益と当事者適格」現代消費者法31号110頁(2016)。

18) 消費者庁取引制度課編・前掲書(注16)17頁。

19) フランスを含む諸外国の消費者団体制度について、横内律子「消費者団体訴訟制度と適格団体の要件」調査と情報481号1頁参照。

20) Institut National de Consommation, Les associations de consommateurs, 2016.

組織は 84 の県レベルの団体を有し、13 万 2 千人の会員がいる。

団体の設立は 1983 年で、1985 年に認証消費者団体となった。当初は教育と情報提供に活動の中心を置いていた。

活動分野は、食品に関する教育、保健衛生、エネルギー分野のサービスの質と消費者紛争、金融分野の銀行、保険会社と顧客との関係調整、過重債務処理、若者の財政教育、住宅、特に賃借人の保護、倫理的消費の普及啓発、情報通信新技術に関する教育、個人データ保護、若者の研修、家庭内事故の防止などの消費者安全、運輸などに及んでいる。

消費者関係の公的組織にも多数参加しており、注目すべき活動としては電子タバコの基準作り、ナノテクノロジーに関する全国消費評議会 *Conseil national de la consommation* (CNC) の作業部会への参加などがある。

出版物は *La Lettre Electronique Adeic* がある。

2) *Association force ouvriere consommateurs* (AFOC)

団体の目的は消費者および賃借人の、事業者および公権力に対する集団的利益の促進であり、情報提供、研修、相談を通じて利益擁護を行うことにある。

組織は地方支部約 80 ヶ所、200 ヶ所以上の地方拠点を持ち、450 人のボランティアが年間 1 万 6 千人から約 3 万 4 千件の電話相談を受けている。消費者団体連合組織 *ConsoFrance* のメンバーになっている。

団体の設立は 1974 年で、労働組合連合会 *CGT-FO* が従業員の消費生活と住居の面の集団的利益を増進するために設立した。認証消費者団体の最新の更新は 2011 年になされている。

活動分野は食品、自動車、金融、住居、情報通信新技術、安全・品質、水やエネルギーなどの公共サービスに及ぶ。

この団体も、CNC を始めとする公的団体に参加しているほか、活動としては環境保護、金融サービス、広告規制、そしてメディアエーションやメディアーター養成も行っている。

出版物は *Les Cahiers de l'AFOC*、*Les Bulletins Logement* がある。

3) Association Léo Lagrange pour la défense des consommateurs (ALLDC、あるいは Léo Lagrange Consommation)

団体の目的は消費者に教育を通じて責任ある行動の新しい形の学びを伝え、消費者法および過重債務処理法へのアクセスを容易にすることにある。また、事業者または公権力との交渉を通じたメディエーションも行う。

組織は、会員数2万9千人で、66の都市に71の拠点を擁する。消費者団体連合組織 ConsoFrance のメンバーになっている。

団体の設立は1979年で、1982年に認証消費者団体となった。

活動分野は食品、標準化、情報通信技術、電子通信、持続可能な開発、運送、保険・銀行・過重債務処理などに及ぶ。

注目すべき活動としては、消費者のための法・権利の情報提供に努めていること、責任ある消費者としての教育・啓発活動などがある。

出版物は ConsommActeur がある。

4) Confédération générale du logement (CGL)

団体の目的は、賃借人、共有者、占有者、住宅取得者などの紛争解決のために権利を擁護し、情報を提供し、相談を受け付けたり介入したり、その他住居に関する権利の擁護である。

組織は会員数約2万人で、350の傘下組織がある。

1954年に Pierre 司教により設立され、政党、信仰、その他の公権力から独立した団体として運営された。1950年代はホームレス支援団体でもあったが、すぐに家族支援組織となっていった。1982年に認証消費者団体となる。

活動分野は、住宅取得者支援、都市環境改善、共有、住宅関係の消費、環境、強制退去関連、賃貸借など、住居に関わる問題が中心である。

最近の注目すべき活動としては、水道料金の調査、住居税調査などが挙げられる。

出版物は Action Logement がある。

5) Consommation, logement et cadre de vie (CLCV)

団体の目的は、団体構成員および消費者全体の、日常生活全般に渡る利益の擁護と情報提供、相談受付にあり、人格権や財産権の侵害に対する訴

訟も提起する。グループ訴訟【3】および【7】の提訴団体である。

地方組織は370ヶ所あり、会員数は3万人である。

1952年に設立され、1975年に認証消費者団体となった。

活動分野は消費者のための法的サービス、食品、金融、環境、住居、健康、情報通信新技術、運送などである。

注目すべき活動としては、銀行サービスに関する訴訟の提起、過重債務処理に関するネイエツ法²¹⁾の制定に参加し、家賃の適正化にも取り組んでいる。

出版物はCadre de Vie、Copropriétaires、60 ans de consommation citoyenne (ouvrage historique) がある。

6) Conseil national des associations familiales laïques (cnafal)

団体の目的は消費上の倫理の尊重と増進の中で家族の精神のおよび物質的な利益を擁護し、自然環境保護と生活の質を改善することにある。

150の地方組織を擁し、2万3千世帯が会員となっている。消費者団体連合組織ConsoFranceのメンバーである。

この団体は1967年に設立され、1977年に認証消費者団体となった。

活動分野は、食品、金融、住居、エネルギー、環境、消費者法による消費者保護、公共サービス、情報通信新技術、健康、安全、過重債務、運送などに及ぶ。2006年には、電気ガスの競争に関連して、事業者とのメデイエーションも手がけている。

出版物はFamilles laïques、L'info conso、Bulltin がある。

7) Confédération nationale des associations familiales catholiques (CNAFC)

団体の目的は、構成員と、より一般的に家族や消費者に対する研修、支援、擁護、代表を行うことである。

組織は420の地方組織があり、カトリック家族社団が母体となって、3万世帯の会員を束ねている。

21) この法律に関しては、町村泰貴「フランス消費者倒産の実務（上・中・下）」商学討究47巻2=3合併号253頁、4号193頁、49巻2=3合併号73頁（1997～1998）参照。

この団体は1905年に設立され、1980年代に消費生活の活動を発展させた。認証消費者団体となったのは1987年である。

活動分野は農産食料品と健康、銀行・保険、持続可能な発展、ゲーム、特にオンラインゲーム、住居、情報通信新技術、広告・メディア、健康、安全、サービス、地方公共団体のサービス、運送など多岐にわたっている。

注目すべき活動としては、数多くの消費者関係のシンポジウムを開催したり、環境保全活動、子どもの保護とメディアの問題の追求、広告、特に子どもに対する影響の監視活動などを行なっている。

出版物は La Vie des AFC、La Lettre aux présidents et responsables、La Lettre des AFC、Une collection de brochures En Questions! がある。

8) Confédération nationale du logement (CNL)

団体の目的は住居利用者および消費者の個別のおよび集団の利益の擁護と、住居に関する政治的な定義付けへの参画である。グループ訴訟【4】の提訴団体である。

組織は4,640の地方組織のもとに、7万世帯が会員となっている。消費者団体連合組織 ConsoFrance のメンバーでもある。

1916年に設立された、フランスの住居と共同所有に関する最も古く、最も重要な組織である。認証消費者団体となったのは1980年である。

活動分野は食品、金融、水、環境と持続可能な発展、エネルギー、住居・都市計画、健康、安全・品質、情報通信新技術に及んでいる。

出版物は Logement et famille、Lettre d'information がある。

9) Confédération syndicale des familles (CSF)

団体の目的は、家族の一般的な利益を擁護し、代表すること、環境の保護と改善のため行動することである。グループ訴訟【2】の提訴団体である。

組織は500の地方組織があり、5万世帯の会員を擁している。

団体設立は1946年で、1975年に認証消費者団体となった。

活動分野は、食品、電気通信、金融・過重債務、エネルギー、環境、住居・品質、健康、航空運輸に及んでいる。

出版物は Nous がある。

10) Familles de France

団体の目的は、家族の集団的利益を代表することであり、消費者教育や紛争処理と裁判へのアクセスのための個別的な補佐も行なっている。

組織は 400 の地方組織があり、会員数は 10 万世帯である。

設立は、1947 年に 4 つの家族関係社団が合併してできたものであり、1950 年代から 60 年代は住居に関する活動を主に行っていた。1975 年に認証消費者団体となった。

活動分野は商取引（訪問販売、通信販売、電子商取引）、持続可能な発展、価格の透明性や効果的な競争など、エネルギー、金融、住居、レジャー、情報通信新技術、標準化・安全、栄養、運送に及んでいる。

出版物は Familles de France magazine、Enquêtes et dossiers d'études がある。

11) Familles rurales

団体の目的は、子どもの時から責任ある消費者として教育し、また家族の紛争解決に関与することである。グループ訴訟【5】および【6】の提訴団体である。

組織は地方に 76 の県組織、8 の州組織があり、2500 の地方組織がある。会員数は 18 万世帯である。

1943 年に設立され、1950 年代には家庭のための各種役務、家庭用製品の貸付などを行い、家庭の日常生活の向上を行ってきた。1970 年代の経済危機を経て 1975 年に消費者保護団体となり、その後に認証も得た。

活動分野は食品、エネルギー、環境、金融、住居、安全、公共サービスおよび私的サービスの各分野に及んでいる。

出版物は Vivre Mieux がある。

12) Fédération nationale des associations d'usagers des transports (FNAUT)

団体の目的は運送利用者の社団を再編し、旅行者の利益を擁護し、大量輸送手段の発展と向上に協力するというものである。

組織は全国レベルの社団を 10、地方社団を 150 束ね、6 万 5 千人の会員を擁する。消費者団体連合組織 ConsoFrance のメンバーである。

この団体は 1978 年に設立され、利用者の便宜の向上や持続可能な運送

システム発展など運送関係問題に関心を持ってきた。1988年に認証消費者団体となり、SNCF²²⁾とRATP(パリ地下鉄)に対する利用者の損害回復訴訟に取り組んできた。

活動分野は国土の改善、環境、メデイエーション、道路交通安全、航空運送、道路交通運送、鉄道運送である。

出版物はFNAUT-Infosがある。

13) Association pour l'information et la défense des consommateurs salariés-CGT (INDECOSA-CGT)

団体の目的は、消費者および賃借人の保護、情報提供、擁護を行うものであり、社会および環境に関する消費者運動を実施するものでもある。

組織は328箇所の拠点と、67万2千人の会員を擁する。消費者団体連合組織ConsoFranceのメンバーである。

この団体は1976年に労働組合連合会CGTによって設立され、消費者運動に携わってきた。

活動分野は、食品、銀行、エネルギー、環境、住居、情報通信新技術、健康、運送・公共サービスである。

出版物はIN MagazineおよびConsum'Infoがある。

14) Union fédérale des consommateurs Que choisir(UFC Que Choisir)

団体の目的は消費者の個別的または集団的利益の向上とその擁護、あらゆる領域で生活条件を改善するための代表、そして必要な教育・研修手段を提供することにある。グループ訴訟【1】および【8】の提訴団体である。

組織は149の地方組織があり、会員数は15万人である。

UFC Que Choisirは1951年に設立され、ヨーロッパ最古の消費者団体だという。国や企業、政党、労働組合からは完全に独立しており、1961年に最初の商品比較テストを内容とする雑誌Que Choisirを出し、1976年以来司法裁判所および行政裁判所での訴訟活動に取り組んできた。

環境問題、食品安全、特に狂牛病汚染食品の追放、砂糖過剰摂取問題などに取り組んでいる。

22) フランスのJRに相当する鉄道会社である。

出版物は Que Choisir、オンラインの Que Choisir en ligne、Que Choisir santé、そしてその他書籍が多数出されている。

15) Union nationale des associations familiales (UNAF)

団体の目的はフランス人およびフランスに住む外国人の家族の精神的および物質的な利益を代表し、擁護することであり、特に公権力に対する消費者としての質を守ることにある。

地方組織は764の地方社団があり、1万7千970家族が運動に参加している。1945年に消費者運動の団体として発足した。

活動分野は公平な商取引・持続可能な発展、住居・エネルギー、個人小口金融、健康・社会的保護、金融分野・過重債務、デジタルの利用などである。

出版物は、Réalités Familiales、Recherches familiales、Le délégué au CCAS、Lettre électronique de l'Unaf といったタイトルがある。

以上のようなフランスの認証消費者団体と日本の特定適格消費者団体とを比較すれば、以下のような差異がある。

まず、団体の規模は、法令により全国レベルの組織があることと1万人以上の有償会員がいることが要求されている。日本の特定適格消費者団体およびその母体となりうる適格消費者団体には、そのような制限がなく、抽象的に経理的基礎や内部組織としての理事会、専門委員の関与などが定められているのみである²³⁾。現実にも、日本の最大の適格消費者団体²⁴⁾でこそ全国7支部（北海道、東北、関東、中部、北陸、関西、九州）を擁し、約2053名の会員がいる（2014年4月段階）が、それ以外の団体はいずれもローカルな組織であり、会員数も1000人未満である。最大の適格消費者団体と比較しても、フランスの認証消費者団体は桁違いに大きい。

また、フランスの認証消費者団体は歴史も長く、すでに消費者のための訴権を行使することができた団体²⁵⁾が、そのままグループ訴権の行使を認

23) 特定適格消費者団体に関する認定要件は消費者裁判手続特例法65条4項以下、適格消費者団体の認定要件は消費者契約法13条3項以下参照。

24) 全国消費生活相談員協会 <<http://www.zenso.or.jp>>。

25) グループ訴権以前の消費者のための訴権とは、旧L.421-1条=新L.621-1条以下の（附帯）私訴権 action civile、旧L.421-6条=新L.621-7条以下の違法行為差止訴権 action en cessation d'agissements illicites、旧L.421-7条=新L.621-9条の共同訴訟・参加訴権 action conjointe et intervention en justice、旧L.422-1条=新L.622-1

められている。これに対して日本の特定適格消費者団体は、集団的消費者被害回復に特化した資格付与を予定されており、その母体たる適格消費者団体も差止請求権行使のために特化した資格を付与されたものである。しかも、従前から活動していた消費者団体がそれらの資格を取得したという経緯をもつのは全国消費生活相談員協会のみであり、それ以外の団体は差止請求権行使のために新たに設立されたものである。

そしてフランスの認証消費者団体は、その活動分野も幅広い。出版物も各団体ともに定期的に出しており、これもまた団体の消費者との結びつきを強め、ひいては財政基盤の強化につながっているものと考えられる。

(3) 手続面の特徴

フランスのグループ訴権制度は、日本の集団的消費者被害回復裁判手続と比較して、同じ二段階型というものの、いくつかの無視し得ない差異がある。

1) 第一段階の責任判決による損害額決定

まず共通義務確認判決に相当する責任判決では、対象消費者に支払われるべき損害額またはその算定方法を定めるものとしている。これに対して日本の共通義務確認判決は、むしろ損害額や算定方法を定めることはできず、共通義務の存在のみを確認することとされている²⁶⁾。

ただし、回復を求める損害として物質的な損害に限られているという点も合わせて、認証消費者団体が第一段階で既に損害額を明らかにしなければならないということが、提訴を困難とする理由ともなりうることに留意すべきである²⁷⁾。

条以下の共同代位訴権 *action en représentation conjointe* がある。これらについて、山本・前掲書（注2）63頁以下、都筑・前掲論文（注2）804頁以下など参照。

26) 消費者庁取引制度課編・前掲書（注16）21頁参照。

27) 実例の中でフランスのJRに相当するSNCFに対する利用者の集団訴訟が断念されたケースや、アモン法が規定している不正競争行為に対する損害回復訴訟の困難を想起すべきである。

2) 個別の消費者に対する通知・公告の責任主体

グループ訴訟では、損害回復の対象となる個別の消費者に対して、責任判決の確定とグループへの加入を通知または公告する責任を、被告事業者側に置いている。これは対象消費者に対する情報提供を簡易確定手続申立団体の責任で行うものとしている日本法とは好対照をなす。また、消費者への通知公告の具体的方法をフランス法は責任判決において、すなわち第一段階の中で定めるとしており、実際上は第一段階の審理判断の中で個別の消費者へのアプローチに立ち入って判断がされることが想定されている。

個別の消費者への通知公告の責任を消費者団体が負うべきか、事業者が負うべきかは議論の分かれるところである。消費者契約の一方当事者である事業者は、その相手方である対象消費者の情報を有しているので、少なくとも情報を有する範囲内では自ら連絡をする方が効率的である。しかし、一般的には、より多くの対象消費者に対して被害回復への参加を呼びかけるインセンティブは事業者側よりも消費者団体の方にあるということができよう。

もっとも個別の消費者に対する通知公告の費用は、本来被害回復を行う義務を負う事業者が負担するのが合理的というべきである²⁸⁾。

なお、本稿で紹介した8件の実例は、その大部分が継続的契約であり、しかも賃借人への不当な課金の払戻しのケースでは、次の賃料から控除するなど、より低コストな履行方法が可能な事例が多いことにも注目できる。

3) 第二段階の手続の軽さ

フランスのグループ訴訟では、責任判決が下されて確定すると、その責任判決に従って事業者が消費者に対して通知公告の措置を行い、消費者は事業者に対して直接支払いを求めるか、または団体を通じて支払いを求める。争いがある場合のみ、団体と事業者との間で一括した判決が下される。簡易確定手続での認否と簡易確定決定、異議後の訴訟、そしてそれぞれについての授權契約といった手続を有する日本法と比較するならば、極めて簡略化されている。少なくとも規定の上では、責任判決を基礎として、第二段階はその履行のためのプロセスが定められていると見ることもできる。この第二段階では、争いがない限り、消費者団体にはほとんどコスト負担が生じない。

28) 山本和彦「集団的消費者被害回復制度の理論的問題」松本恒雄先生還暦記念『民事法の現代的課題』（商事法務・2012）105頁参照。

ただし、争いがあれば全く別であるので、消費者団体の財政的体力はいずれにしても必要である。

4) 調停 médiation の存在

フランス民事紛争の一般的な方向性とも合致するが、調停手続により合意に基づく解決を志向している点が特徴として挙げられる。

我が国でも、和解による解決が望ましいことは強調されているが、実際には和解の余地は限られている²⁹⁾。

4. 終わりに一日本法・実務への示唆

フランスのグループ訴権も、日本の消費者裁判特例法上の裁判手続も、消費者団体に訴権を与えて消費者の少額多数被害の回復を実現するという制度目的に違いはない。しかしながら、フランスの実例のようなレベルでの少額被害と対象消費者数では、日本法の制度で扱うことは困難と思われる。というのも、まず日本の制度では、簡易確定手続において個別の対象消費者ごとに通知を行い、本人確認を行い、説明義務を尽くして、授權契約を締結し、相手方から受領した被害回復金を保管し、分配するための手続を踏む必要がある。この説明義務に関しては、さらに、個別の消費者に対して原則として面談による説明や電話による説明を、授權契約締結前に行わなければならないとの要求が、ガイドラインによってされている³⁰⁾。仮に簡易確定手続で個別債権に争いが全く無かったとしても、一人あたりのコストは、費用的にはもちろん時間的にも、相当かさむことは明らかである。フランスの実例【2】や【4】のように一人あたりの被害額が1万円に満たないケースでは、コスト倒れとなることが予想されるし、対象消費者が1万人を超える事例では、その説明義務を果たすために相当大きな組織力と財政的体力を必要とする。

29) 町村泰貴「特定適格消費者団体による和解」現代消費者法 32号頁(2016)。

30) 特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン(2015)4(4)ア(ア)参照。ただし、「授權をしようとする者の承諾がある場合には、書面の交付又は電磁的記録の提供による方法をもって足りる。なお、この承諾は、授權をしようとする者から、本制度を理解した上で明示的に表明される必要があ(る)」とされており、その運用によってはコストの合理的な範囲での縮減も可能かもしれない。

またフランス法では、個別消費者に対する責任判決の周知のための措置を、原告たる認証消費者団体ではなく被告事業者が負う点も、消費者団体側のコストが軽減され、大量の対象消費者が存在するケースでの集団的被害回復を可能としている。

ただし、フランスにおいても争いのあるケースでは認証消費者団体が消費者のために第二段階としての訴訟を進行することとなるので、その点では、規定上は明確でないものの、争いのある個別消費者数に応じたコストの増大が予想される。加えて、第二段階での被害回復を団体が一手に授権を受けて、授権した消費者から報酬を受けるという構造を、フランス法では採用していない。

フランスの認証消費者団体が被害回復のためのコストを自ら引き受けて、これを対象消費者から回収することができないとすれば、そのコスト負担を可能にするだけの財政基盤が必要である。フランスの認証消費者団体の規模の大きさは、集団的消費者被害回復のためのコスト負担を可能にするものと考えることができる。日本の適格消費者団体が集団的消費者被害回復を行うには、より一層のコスト縮減とともに、団体としても財政的体力の充実が必要である。

このほか、和解による解決が重要であることは、フランスの法制度および運用からも改めて浮き彫りになっている。そもそもフランスの裁判制度全般に渡って、和解的解決が重要視され、調停または裁判外紛争解決手続による事件処理への誘導が明確となっている。民事訴訟法典では、「紛争の和解的解決に関する 2012 年 1 月 20 日デクレ 66 号」によって第 5 卷（1528 条から 1567 条まで）が追加され、ADR³¹⁾関係の手続規定が整備された³²⁾。裁判外紛争解決への誘導は、裁判の負担過重の解消が目的であり、グループ訴権における和解・調停の重視も同様の目的と考えられる。しかし、それが同時にこの制度のコストを低減して実行可能性を高める要素ともなっている。

これに対して日本法では、消費者裁判手続特例法 10 条で共通義務確認訴訟における和解が可能であることが示されている。そして立法担当者は、

31) フランス法では *mode alternatif de règlement des conflits* (MARC)、または *modes amiables de résolution des différends* (MARD) と呼ばれる。

32) 徳田和幸＝町村泰貴編『フランス注釈民事訴訟法典—特別訴訟・仲裁編』（信山社・2016）297 頁以下参照。

この規定によりできる和解は、請求認諾的和解に限られるのではないかとしている。しかし、それでは和解のインセンティブに欠けるし、判決ではできない柔軟な解決を可能にするという和解のメリットを全く排除しているといわざるをえない。

最後に、対象となる事件について、フランスでも日本でも、極めて限定的な立法となっている。しかし、フランスのアモン法では、競争法違反行為（ヤミカルテルなど）に適用されることが明文で認められていた。またその後、保健衛生法典による身体被害の集団的被害回復に応用され、また差別による被害の集団的回復と差止に応用された。そしていわゆる 21 世紀司法改革法³³⁾では、さらにグループ訴権の対象を拡大している。

日本では、2016 年 10 月 1 日に消費者裁判手続特例法が施行され、直後に適格消費者団体の消費者支援機構日本が特定認定の申請を行ったと伝えられている。従って、本稿執筆時点ではまだ特定適格消費者団体の認定も提訴例もなく、実務上どのような問題が生じるかは分からないところである。しかしながら、既に法律立案段階や下位法令の起草過程において、対象事件が極めて限られていることや、手続を動かす団体のコスト負担が重すぎることなど、問題点は指摘されてきた。本稿で見たフランス法の状況は、日本法との比較検討という点では表面的な観察の域をでないが、その限りでも、日本法における問題点についての一つの解答が示唆されているように思われる。

以上

(付記) 本稿は、筆者が連携研究者として参画している科研費基盤研究 (B)「消費者被害の救済手法と抑止手法の多様化及び両者の連携に関する比較法政策的研究」(研究代表者・松本恒雄、課題番号 16H03574) の支援を受けた研究の一部である。また、国民生活センターにおける研究会および北海道大学大学院法学研究所の民事法研究会にて発表し、それぞれ貴重なご意見を得た。

なお、脱稿後の 2016 年 12 月に CLCV が新たな責任追及訴訟を提起したが、本稿では検討を加えることができなかった。

33) Loi n° 2016-1547 du 18 novembre 2016 de modernisation de la justice du XXIe siècle.